

令和7年度 豊橋市市民活動総合補償制度のご案内

ボランティア活動や自治会活動など、市民活動中の事故を補償する制度です。保険料は市が負担します。

★事故が起こったら、まずは豊橋市役所市民協働推進課へご連絡ください。（電話 0532-51-3201）



1 補償の対象となる方

次の①または②に該当する方が対象です。ただし、①の市民活動団体については、団体登録が必要です。登録方法については「4 制度への加入方法（団体の登録）」をご覧ください。

- ① 5人以上の市民（市外居住者を含む）により構成された市内に本拠地を置く市民活動団体が、社会に役立つ活動を行う場合の指導者、スタッフ、活動者
- ② 市または市に準ずる団体が主催・共催する事業の指導者、スタッフ、活動者

① 注意

- ✗ 活動の見学者や応援者、施設やサービスを利用しているだけの人は対象となりません。
- ✗ 市外居住者が、市外で活動中に事故に遭われた場合は対象外です。
- ※ 指導者、スタッフ、活動者については、事前に通知及び名簿等を作成し活動参加者として把握していること。（事故報告書提出の際に活動参加者のリストが必要です。）

2 補償の対象となる市民活動

1の「補償の対象となる方」が行う活動のうち、次の①～⑥をすべて満たすものが対象です。

- ① 活動が計画的・継続的に行われていること
- ② 無報酬で行うこと（交通費などの実費弁償は無報酬とみなします）
- ③ 公共の利益を目的とした自発的な活動であること
- ④ 日本国内の活動であること
- ⑤ 政治、宗教又は営利を目的とする活動でないこと
- ⑥ 自助的な活動や懇親を目的とした活動でないこと

① 補償の対象とならない主な活動例

- ✗ 学校行事（学校が主催で行う運動会や文化祭など）
- ✗ 親睦が目的のレクリエーション活動や親睦旅行、懇親会、草野球など
- ✗ スポーツ協会やスポーツ少年団などが行う競技を目的としたスポーツ活動（ただし、校区のスポーツ大会や市主催のスポーツフェスタは対象となります）
- ✗ 神社やお寺が関わるお祭りやお神輿などの行事（その行事の準備も対象外です。また、子ども神輿や餅投げなどの、お祭りに関連して行う行事や宗教性があると判断される内容の活動も対象外となります）※Q&A 9 ページを参照

3 対象となる具体的な活動の例

①社会福祉活動	<ul style="list-style-type: none">○ 社会福祉施設等への援護活動（建物修理、樹木の手入れ、清掃、行事の手伝い等）○ 高齢者・障害者への援護活動（高齢者への配食サービス等）○ 募金活動（共同募金等）
②保健衛生活動	<ul style="list-style-type: none">○ 害虫防除・駆除等の環境衛生活動○ 献血、各種検診業務の普及啓発活動○ 住民検診への協力
③環境保全活動	<ul style="list-style-type: none">○ 環境美化・清掃活動（河川・公園等公共施設の清掃、草刈り等）○ リサイクル運動（資源の回収等）○ 自然保護緑化活動
④青少年健全育成活動	<ul style="list-style-type: none">○ 青少年非行防止活動（非行防止のための地域巡回活動等）○ 青少年保護活動（子ども110番などの青少年を犯罪から守る運動等）○ その他児童福祉向上のための活動（育児・託児ボランティア等）
⑤防犯活動	<ul style="list-style-type: none">○ 暴力追放運動○ 防犯対策の啓発活動
⑥防火・防災活動	<ul style="list-style-type: none">○ 防火・防災訓練（通報、消火、避難、救護、給食給水等）○ 防火・防災に関する啓発広報活動○ 災害時のボランティア活動（ただし余震など災害が直接の原因による事故は対象外）
⑦交通安全活動	<ul style="list-style-type: none">○ 交通安全啓発活動○ 交通安全運動
⑧生涯学習活動	<ul style="list-style-type: none">○ スポーツ・レクリエーション活動（危険度の低いスポーツ、野外活動等）○ 文化活動（講演会・研修会、伝統文化・地域文化の伝承活動、芸術の振興等）
⑨地域社会活動	<ul style="list-style-type: none">○ 自治会の運営活動（清掃活動・交通安全運動・行方不明者搜索活動等）○ 地域施設の管理運営活動
⑩市または市に準ずる団体が主催・共催する事業への協力活動	<ul style="list-style-type: none">○ 防災訓練、市民まつり等への運営協力○ 防災訓練活動○ 講演会、一斉清掃での活動・運営協力

4 制度への加入方法（団体の登録）

市民活動総合補償制度に加入し、補償の対象となるには、どすごいネット(*1)への団体登録が必要です（1度登録すれば、登録内容に変更がない限り登録し直す必要はありません）。ただし、自治会（自治会内の子ども会・老人会などを含む）、老人クラブ（ゆたかクラブ豊橋加盟団体に限る）、豊橋市社会福祉協議会登録のボランティア団体などで、市や市に準ずる団体により、すでに把握されている団体は、登録手続きを行わなくても補償の対象となっています。※登録が必要かどうか迷うときは、市民協働推進課にお問い合わせください。

(*1)「どすごいネット」とは、東三河の市民活動情報を提供するサイトです。[どすごいネット](#)で検索してください。

5 補償の内容

① 傷害補償

市民活動中に偶然の事故により活動者が死亡または負傷した場合に保険金が支払われます。

区分		補償額
傷害補償	死亡保険金	200万円 ◎事故日から180日以内に死亡したとき
	後遺障害保険金	6万円～200万円 ◎事故日から180日以内に後遺障害を生じたとき (200万円に障害の程度に応じた率を乗じて得た金額)
	入院保険金	日額 3,000円 ◎事故日から180日以内
	通院保険金	日額 2,000円に通院日数を乗じて得た金額 ◎事故日から起算して180日までの間において90日を限度

① 対象とならない場合

- ✗ 活動者の故意
- ✗ 戦争、暴動その他社会的騒乱
- ✗ 地震、洪水その他の天災
- ✗ 活動者的心神喪失や持病
- ✗ 活動者の犯罪行為や闘争行為
- ✗ 他覚症状のないケガ（むちうち症や腰痛など）
- ✗ 自動車保険が適用される自動車(*2)による交通事故
- ✗ 急激かつ偶然な外来による事故ではないもの
(くつずれ、しもやけ、日焼け、熱中症や食中毒を除く疾病など)

※上記「対象にならない場合」以外でも、後遺障害保険金については、対象とならない場合もあります。

※通院・入院が1日でも保険金が受けられます。

※負傷したらまず病院で医師の診察を受けてください（接骨院等は対象にならない場合があります）。

② 賠償責任補償

市民活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うとき、補償額の範囲内で保険金が支払われます。ただし、補償額に関わらず、**1万円の自己負担**が必要です。

区分		補償額（上限）	自己負担額
賠償責任補償	対人	身体賠償 1名 6,000万円 1事故 3億円	1万円
	対物	財物賠償 1事故 1,000万円 1事故 100万円（主催者の保管物）	

① 対象とならない場合

- ✗ 活動者の故意
- ✗ 戦争、暴動その他社会的騒乱
- ✗ 地震、洪水その他の天災
- ✗ 自動車(*2)による交通事故

(*2)「自動車」は動力があり人が乗ることによって動くもの全般を指します。



6 事故が発生した場合の手続き

① 傷害補償



- ◎ まずは、市民協働推進課【0532-51-3201】に連絡。
- ◎ その後、事故発生日から30日以内に事故報告書※1と事故の日に活動が計画されていたことがわかる活動計画書※2および活動参加者のリスト※3を、市民協働推進課へ持ち込み、郵送またはメールで提出。
提出者は団体の役員、ケガをした人やその家族などです。

- ※1 事故報告書用紙は、市民協働推進課にあります。ホームページからもダウンロードできます。
- ※2 事業周知に使用したチラシ・活動計画書・日程表など。
- ※3 活動参加者名簿など。

重要1

事故発生から30日以内に事故報告書が提出されない場合は、補償制度が適用されないことがあります。

この制度は、事前に計画されており参加者が把握されていた活動について補償するものですので、これらがわかる書類のご提出もお願いしております。

市による審査の後、ケガをした人あてに補償の対象となるかどうかを通知します。補償の対象となる場合は、保険金請求用紙と一緒に送付します。

- ◎ 治療終了後、事故発生日から180日以内に市民協働推進課へ請求書を提出。なお、事故発生日から180日たった時点での治療が終了していない場合は市民協働推進課へご連絡ください。

必ず、病院にかかったことがわかるもの（領収書、診療明細書など）のコピーも一緒に提出してください。

重要2

領収書など、病院にかかったことがわかるもののコピーがない場合は、保険金の請求ができません。

市及び保険会社による審査（約1か月）

保険会社より保険金支払い

重要3

事故日から一定期間を経過すると保険金を請求する権利がなくなることがあります。

② 賠償責任補償

賠償責任補償については、保険会社が責任の有無や賠償額の査定を含めて判断を行い、解決に向けて対応していくことになります。事故が発生したら、すぐに市民協働推進課へご連絡ください（※事故時の状況がわかるように必ず写真を撮ってください。対物の場合は破損した部分がわかる修理前の写真、また事故報告時に事故現場がわかる地図なども必要です）。

この冊子は、「豊橋市市民活動総合補償制度」の概要をまとめたものになります。

次ページからは、よく頂く質問をもとに作成した「豊橋市市民活動総合補償制度に関する Q&A」を掲載しておりますので、参考にしてください。

その他ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・事故後のご連絡先

◎ 豊橋市役所市民協働推進課（西館4階） 電話：0532-51-3201

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

FAX 0532-56-5128 Eメール shiminkyodo@city.toyohashi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/8662.htm>

豊橋市市民活動総合補償制度 Q & A 第16版

目次

1 補償の対象となる人・団体について	-----	1
2 補償の対象となる活動について	-----	3
<学校が関係する行事>		
<スポーツ活動>		
<行事いろいろ>		
3 対象となるケガや事故などについて	-----	5
4 事故後の対応や保険金の支払いについて	-----	7
【資料】自治会で行われるお祭りの補償制度適用について	-----	9
【参考】市民活動総合補償制度（傷害補償）手続きの流れ	-----	10

令和6年度改訂

1 補償の対象となる人・団体について

Q1-1 補償の対象となるには必ず「どすごいネット」（市民協働推進課の登録制度）へ団体登録しなければいけませんか？

A1-1 登録には、市が団体の存在や活動内容を把握することで制度の不正利用を防ぐという目的がありますので、必ず行ってください。ただし、自治会（自治会内の子ども会・老人会などを含む）、老人クラブ（ゆたかクラブ豊橋加盟団体に限る）、豊橋市社会福祉協議会登録のボランティア団体などで、市または市に準ずる団体により、登録又は把握されている団体については登録の必要はありません。登録が必要かどうか迷う場合は、市民協働推進課へお問い合わせください。

Q1-2 個人で行うボランティア活動は対象になりますか。

A1-2 原則、5名以上で構成される市民活動団体の活動を対象としていますので、個人の活動は対象となりません。しかし、市が行政目的で個人のボランティアを募集し、把握しているものは、団体・人数の要件を除外し、対象とします（スタッフは、活動日程が客観的に立証できる場合に限り、住居と活動場所との往復途上も対象とします）。例えば、市民病院の病院ボランティアなどは対象になります。

Q1-3 事業所等が行う社会貢献活動は対象になりますか。

A1-3 事業所等の活動について、会社等からの指示や命令などで参加が義務付けられている場合は業務の一環と考えられますので対象外としています。ただし、事業所の社宅の住民で組織された自治会活動、事業所のボランティアグループの活動は対象となります（ボランティアグループについては、どすごいネットへの登録が必要です）。

Q1-4 市内に住んでいる人が他市に行って活動する場合や市外に住んでいる人が本市に来て活動する場合は対象になりますか。

A1-4 豊橋市内に本拠地を置く団体の構成員（活動参加者名簿により把握している市外居住者も含む）であればいずれも対象になります。ただし、海外での活動は対象となりません。また、市外に住んでいる人が他市で活動する場合は対象なりません。

Q1-5 市民活動中であれば外国人も対象となりますか。

A1-5 対象になります。

Q1-6 活動には参加しないで、見ていた人が事故にあった場合は対象となりますか。

A1-6 原則として、単に見学、応援、見物をしている人、会場となる施設を利用しているだけの人、参加者に付き添う乳幼児など自発的参加の判断能力のない人は対象なりません（例えば、豊橋まつりのパレードや物産展を見物している人など）。ただし、活動に伴う行為で見学者などに損害を与えた場合に、主催者側が他に同種の保険に加入していなければ、賠償責任補償の適用を受けられる場合があります。（主催者側に法的責任が発生しない状況では対象なりません。）

Q1-7 自宅と活動場所の往復途上で事故にあった場合は対象になりますか。

A1-7 活動日程等が客観的に立証できる場合に限り対象となります（事故の目撃者が居るなど）。

往復途中で寄り道をした場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

Q1-8 豊橋市子ども連絡協議会が主催する子ども会の事業に参加する子どもの、往復途上に起きた事故は補償の対象になりますか。

A1-8 子どもは子ども会スタッフが運営する事業に参加しているのであり、運営スタッフではないため参加中も含め補償対象外となります。

Q1-9 講演会の聴講者や音楽会の鑑賞者等は補償の対象になりますか。

A1-9 対象になりません。

Q1-10 講演会のスタッフ等が、同じ建物内で開催しているバザーを見に行く途中でケガをした場合は、傷害補償の対象になりますか。

A1-10 対象なりません。（対象になるのは講演会の活動中だけです。）バザーのお客さんは、単なる見物人と判断し、補償の対象なりません。

Q1-11 夏祭りで太鼓をたたく人や踊り子などは対象となりますか。

A1-11 運営協力者という位置づけとなりますので対象となります。単に花火や踊りを見にきただけ的人は対象なりません。また、主催者が管理して行う練習は対象になりますが個人的な練習は対象なりません。

Q1-12 託児ボランティアで一時的に預かった子どもは対象になりますか。

A1-12 対象なりません。ただし、活動に伴う行為で、預かった子どもに損害を与えた場合に、市民活動主催者に法的責任が発生するときに限り、他に同種の保険に加入していないければ、賠償責任補償の適用を受けられる場合があります。

Q1-13 毎年町内で道路側溝や水路の清掃活動を行っていますが、団体登録は必要ですか。

A1-13 自治会による活動であれば登録の必要はありません。

Q1-14 高齢者の健康づくりのための健康体操をやっている団体は、どすごいネットに登録すれば補償制度の対象となりますか。

A1-14 どすごいネットの登録にあたっては、その活動に公益性があることが要件となっています。広く会員や参加者を募集して、健康づくりに取り組みたい人が自由に参加できる団体であれば、どすごいネットに登録でき補償の対象となります。会員や参加者を募集せず身内のサークル的な団体の場合は公益性があるとはいえず、どすごいネットに登録できないため対象なりません。

Q1-15 「ほの国体操リーダー」として活動する場合、どすごいネットへの登録は必要ですか。

A1-15 市が行う「ほの国体操リーダー養成講座」を修了後、リーダーバンクに登録し、活動を行う際に市へ届出をしている場合は、どすごいネットへの登録は必要ありません。

2 補償の対象となる活動について

<学校が関係する行事>

Q2-1-1 「学校管理下の活動」は補償の対象とならないそうですが、判断基準を教えてください。

A2-1-1 学校管理下の活動とは、教育委員会が把握しているかどうかに関わらず、学校の教師または職員が職務として立ち会っている活動や行事をいい、学校教育における教育活動、校務管理、生徒指導、進路指導、保健、給食の各活動が該当します。

Q2-1-2 地域と学校が共同で行う行事での事故は対象になりますか。

A2-1-2 まず、教師及び生徒は学校管理下に該当するため対象となりません。一方、自治会の役員や行事に参加する住民の方は市民活動中であり、対象になります。また、来賓も同様に対象になります。なお、単なる見学者は市民活動中ではないので対象なりません。

Q2-1-3 PTA や子ども会が学校開放を利用して行う「家庭教育活動」・「文化活動」は対象となりますか。

A2-1-3 学校管理下に該当するかどうかがポイントです。PTA や子ども会が主催する地域の活動であれば、対象になります。

Q2-1-4 学校のクラブ活動で、競技又は発表会のため市外遠征する場合は対象になりますか。

A2-1-4 学校のクラブ活動は特別活動であり学校管理下に該当するため対象なりません。また、生徒の世話をするために遠征に同行される保護者の方も対象なりません。

Q2-1-5 学校の総合学習でボランティアを行う場合は対象になりますか。

A2-1-5 総合学習は教育活動であり、児童生徒及び教職員は学校管理下に該当するため、対象となりません。ただし、市民活動団体のメンバーが、その団体の活動として総合学習にボランティアで参加協力する場合は対象になります。

<スポーツ活動>

Q2-2-1 対象にならないスポーツ活動を判断する基準はありますか。

A2-2-1 本制度は、生涯学習や青少年健全育成あるいは地域交流などを目的として行われる危険度の低いスポーツ活動を対象としています。したがって、地域、職域、学校などを問わず、当該スポーツ活動の競技を専らの目的として組織された団体の管理下での事故は対象になりません。つまり、スポーツ協会やスポーツ少年団の加盟団体が行うスポーツ活動に参加している人の事故は対象外です。ただし、市が主催するスポーツフェスタ（予選含む）、校区が主催する運動会や各種スポーツ大会、総合型地域スポーツクラブ主催のスポーツ交流会に参加している人の事故は対象になります。

Q2-2-2 スポーツ活動について、練習中も対象になりますか。

A2-2-2 スポーツ活動の、主催者等の立会いのもとで行う練習中は対象になりますが、個人的な練習は対象なりません。

Q2-2-3 ハンググライダーなどによる事故は、対象になりますか。

A2-2-3 ハンググライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登坂など、危険度の高い活動による事故は対象になりません。

＜行事いろいろ＞

Q2-3-1 自治会が行うお祭りは対象になりますか。

A2-3-1 自治会が学校の校庭等で行う夏祭りや市民館まつりなど宗教性のないお祭りは対象です。しかし、神社やお寺が関わるお祭りは、神仏をまつるという目的があると考え、対象外です（お祭りの事前準備も対象外です）。具体例として、鬼祭、祇園祭、羽田祭などは寺社祭礼であるため対象外です。また、こども神輿で神社に奉納せず町内を練り歩くだけであっても、神輿を担ぐこと自体が神社に関わる行為であるため、対象外です。※（Q&A9ページ参照）

Q2-3-2 親睦目的の会合や旅行は対象になりますか。

A2-3-2 単に親睦を目的とする活動は、市民活動とはいえないため対象になりません。ただし、子ども会行事の「クリスマス会」、「お楽しみ会」、「旅行」などは育成活動であり対象になります（旅行は集合してから解散するまでに発生した事故が対象です）。

Q2-3-3 土地改良区が地元と一緒に池の外来魚駆除は対象となりますか。

A2-3-3 無報酬で手伝う地元の人は対象となります、報酬や賃金が支払われている土地改良区の役員や職員は対象なりません。

Q2-3-4 森林ボランティア活動でチェーンソーを使用した場合の事故は対象になりますか。

A2-3-4 対象になります。

Q2-3-5 市から委託料を受け取って自治会で行う草刈りは対象となりますか。

A2-3-5 委託料が道具代などの実費や、昼食代などの活動に必要な費用として使われており、参加者個人に報酬として分配されなければ対象となります。

Q2-3-6 自治会が行う、行方不明者（高齢者や児童等）の捜索活動は対象になりますか。

A2-3-6 自治会活動として規約などに定めており、かつ年間計画等を立てている場合は対象になります。ただし、捜索活動者や捜索範囲（校区内または最大でも市内）を定め、事前に捜索班を作り活動する又は捜索ごとにチームを組むなど、活動者を把握するようにしてください。また捜索は必ず2人以上で行うこととし、1人での捜索は行わないようにしてください。（事故が起きた場合に本人以外の客観的な立証が必要なため）

Q2-3-7 市の委託を受けて、各校区の社会教育委員会が実施する「二十歳の集い」の出席者は補償の対象になりますか。

A2-3-7 二十歳の該当者として、単に出席するだけの方は、補償の対象にはなりません。ただし、行事の中で役割のある方（代表挨拶を担う方など）は、事業の活動者として補償の対象になります。

3 対象となるケガや事故などについて

Q3-1 活動中に熱中症や日射病になった場合は、対象になりますか。

A3-1 対象となります。

Q3-2 活動中の虫刺されは、対象になりますか。

A3-2 蜂や毛虫など、昆虫類によって刺される突発的なものは対象です。しかし、マダニに咬まれたことによる炎症やジカ熱など、いつ刺されたのか証明ができないものは対象にはなりません。

Q3-3 活動中に食中毒になった場合は、対象になりますか。

A3-3 法令に基づいて保健所が決定した食中毒事故を対象とします。単なる腹痛や下痢、もしくは体調不良は対象になりません。

Q3-4 活動中に腰椎椎間板ヘルニア（通称：ぎっくり腰）になった場合は対象になりますか。

A3-4 ヘルニアは持病からくる疾病であるため対象外です。既往歴が無く突然発症した場合は、腰部捻挫として対象になりますが、補償日数については保険会社の判断を基準とします。

Q3-5 むちうち症は対象となりますか。

A3-5 対象となりません。むちうち症に限らず、医師が客観的に症状を判断できないケガや病気は対象となりません。

Q3-6 くつずれやしもやけ、日焼けは対象となりますか。

A3-6 対象となりません。この制度では事前に防ぐことのできない突然の事故を補償の対象としています。くつずれなどは、徐々に起こるもので、途中で防ぐことも可能であるため、対象外としています。

Q3-7 骨折してギプスを装着したけど、補償金は支払われますか？

A3-7 医師以外の者による取り外しができないギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じた場合、その装着期間については通院したものとみなし、日額2,000円の補償金が支払われることがあります。ギプス等の装着器具の種類、ケガの部位によって対象となるかどうか判断します。詳しくは、保険会社と協議の上、市が判断します。

Q3-8 活動中に自動車にはねられてケガをした場合は対象になりますか。

A3-8 対象になります。逆に、活動中、自動車で人をはねたり、物にぶつかったりした場合は、自動車保険の対象となるため、本制度の対象外です。

Q3-9 活動場所へ向かう途中で起きた自動車事故は対象になりますか。

A3-9 活動参加者については対象となりますが、自動車保険が適用される部分については対象となりません。むちうち症など、医師が客観的に症状を判断できないようなケガは対象となりませんので、ご注意ください。また、活動に関係のない同乗者がケガをした場合は補償制度の対象となりません。自動車保険（搭乗者傷害保険または人身傷害補償保険）で対応してください。

Q3-10 ケガを放置し、相当期間経過後に受診した場合の取扱いはどうしたらよいですか。

A3-10 原因と結果の因果関係が不明確になるばかりでなく、症状悪化のおそれもあります。

補償の公平性を保つため、補償金は、削減して支払う場合があります。

Q3-11 校区のソフトボール大会の試合中、会場周辺に駐車してあった別の選手の車にファールボールを当てて傷つけてしました。賠償責任補償の対象となりますか。

A3-11 対象となる場合もあります。ただし、活動団体内の事故のため、被害者に予見可能性または結果回避義務が生じている等により、法律上の賠償責任が発生しないと判断される場合もあります。その場合には補償対象外となります。また、法律上の賠償責任があったとしても、過失相殺される場合があり、その場合には、賠償金は減額されます。なお、これは賠償責任補償の範疇であるため、最終的には保険会社と協議の上、保険会社が判断します。活動者の故意による場合等、保険約款で補償対象外としている場合などは、法律上の賠償責任を検討するまでもなく、対象とはなりません。

Q3-12 花いっぱい運動で歩道にプランターを設置していたところ、通行人がそれにつまずいて転んでケガをしてしまいました。賠償責任補償の対象となりますか。

A3-12 プランター設置の活動自体は公益的な活動であるため、その活動の結果であるプランターによって、法律上の賠償責任を負う事故が発生した場合には、本制度の対象となります。

4 事故後の対応や保険金の支払いについて

Q4-1 被害者から参加者個人に対し賠償請求された場合の対応はどうなりますか。

A4-1 活動主催者に瑕疵がなく、個人の瑕疵である場合は本制度の対象になりません。本制度の適用要件は、原則、団体に瑕疵がある事故に限定されます。被害者が賠償請求先を個人に求めたときは、団体の責任か個人の責任かを慎重に判断する必要があります。

Q4-2 被害者との示談交渉について、保険会社の援助はありますか。

A4-2 基本的には被保険者（市民活動主催者等）が解決にあたりますが、賠償事故においては責任の有無や賠償額に関し被保険者と保険会社の連携が不可欠になりますので、緊密な打合わせなど保険会社の援助、協力があります。なお、解決の過程において保険会社が必要と認めたときは、被保険者に代わって、保険会社が解決にあたります。

Q4-3 本制度のほかに加入している保険（補償制度を含む）から保険金が支払われる場合でも、本制度から保険金は支払われますか。

A4-3 傷害事故については、他の保険や補償に関係なく保険金が支払われます。

賠償事故については、本制度のほかに同一事故で適用になる保険が存在する場合、本制度以外の保険を優先する運用になっています。つまり、他の保険を先に適用した上で、賠償額が他の保険契約の保険金額を超える場合に、その不足額を本制度で補うことになります。なお、重複が予想される他の保険としては、社会福祉協議会のボランティア活動保険、自治会が個別に加入している保険などが考えられます。

Q4-4 通院について、医師以外の診療機関も対象になりますか。

A4-4 医師の診断の元、紹介状がありリハビリ目的で接骨院・整骨院などに通院された場合は対象になります。後遺障害が発生した場合、接骨院など病院以外の診療機関ではその証明ができない可能性があるので、事故が発生したら速やかに病院で医師の診察を受けてください。

Q4-5 賠償事故がおきた場合、補償の手続きはどのように行いますか。

A4-5 事故の解決の為に原則は、加害者・被害者間で交渉を行って頂くことになります。しかし賠償事故においては、責任の有無や賠償額の査定に関し専門知識を要しますので、被害者と話し合って解決をする前に必ず保険会社と打ち合わせをすることが一般的に行われております。その上で、保険会社が責任の有無を含めて判断を行い、解決に向けて対応していくことになります。
なお、保険会社の承諾無く賠償金を支払ったり示談されたりすると、その一部又は全部の支払が受けられない場合があります。

Q4-6 2つの病院にかかった場合、2院分を合計した通院日数で請求できますか。

A4-6 事故当日、緊急医へかかり、その後かかりつけの病院に転院した場合などは請求できます。しかし、同日に2つの病院にかかった場合、同じ時期に並行して2つの病院に受診しているような場合は、ひとつの病院にしぶって請求してください。ただし、同時に2つの病院に通わなければならない妥当な理由がある場合は、ご相談ください。

Q4-7 賠償事故が生じた場合の弁護士費用等も対象になりますか。

A4-7 賠償事故を解決するために支出した必要かつ有益な費用が対象になります。具体的には、事故解決のための争訟費用として訴訟、仲裁、和解、または調停に要した費用を対象とします。そのため弁護士費用もこれらの争訟費用と認められるものは対象となります。ただし、保険会社に事前に相談し認められたものに限られます。

[資料]自治会で行われるお祭りの補償制度適用について

1. 基本的な考え方について

- ①神社やお寺のお祭による祭礼行事、それに伴う準備
- ②神社やお寺のお祭りがあることによって存在している行事、それに伴う準備
- ①②については宗教を目的とする活動と判断され、自治会としての活動でも補償対象外です。直接祭礼だけがをした場合でなくとも、神社やお寺のお祭りがなければ存在しないイベントや活動で事故が起きた場合も対象外です。

[参考]

豊橋市市民活動総合補償制度 Q & A より

Q2-3-1 自治会が行うお祭りは対象になりますか。

A2-3-1 自治会が学校の校庭等で行う夏祭りや市民館まつりなど宗教性のないお祭りは対象です。しかし、神社やお寺が関わるお祭りは、神仏をまつるという目的があると考え、対象外です（お祭りの事前準備も対象外です）。具体例として、鬼祭、祇園祭、羽田祭などは寺社祭礼であるため対象外です。また、こども神輿で神社に奉納せず町内を練り歩くだけであっても、神輿を担ぐこと自体が神社に関わる行為であるため、対象外です。

2. 宗教を目的とする活動と判断されるものについて以下のようなものが例として挙げられます。

- ・神社やお寺が主催、共催している
- ・氏子、氏子総代が主催、運営している
- ・自治会の中でも氏子のみ、もしくは同一の宗教を持つ人のみが参加している
- ・お知らせ、案内が神社やお寺のお祭りと一緒にになっている
- ・実行委員会や運営組織が神社やお寺のお祭りと一緒に組織されている
- ・お祭りの中で神輿を担ぐ
- ・自治会活動（敬老会など）の一環として行う、先祖供養など宗教性のある行事

※あくまで例ですので全てではありません。

3. 過去の事例について

事例① 神社のお祭りが行われるためその準備として神社の清掃活動を行う

→神社のお祭りの準備の一環のため、対象外。地域清掃活動の一環として公園や集会所などと同様に清掃する場合は対象となる。

事例② 自治会で夏祭りを行う

→神社やお寺と関係なく自治会主催で行うものであれば対象となる。（盆踊りは宗教性が薄く、多くの地域で行われる季節行事であるためその踊り子や太鼓をたたく人も対象。）

事例③ 自治会主催で神社のお祭りと同じ日に同じ場所でイベントを行う

→神社がなくても存在しえるイベントであれば対象となる。ただ、神社のお祭りを盛り上げるために行っていたり、神社と共に催しているイベントは対象外。ただし、境内で行うイベントでも、内容が神社に関係なく場所だけ使用している場合は対象となる。

【参考】市民活動総合補償制度（傷害補償）手続きの流れ

